|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 警察本部　総務部　　会計課 | 弁護士謝礼金について、経費支出伺書（支出負担行為）の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に行われていた。契約名称：弁護士謝礼金（終了謝金）の経費支出１　事件終了日：令和６年３月14日２　経費支出伺書の起案日：令和６年４月１日３　経費支出伺書の決裁日：令和６年４月１日４　支出負担行為額：495,000円 | 検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（支出負担行為）第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。【大阪府財務規則の運用】第39条関係２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。(2)　経費支出伺書を作成する時期ア　競争入札及び規則第61条の３に規定する方法により契約を締結するもの契約の相手方及び契約金額が明らかになったときイ　ア以外のもの経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 |
| 措置の内容 |
| 検出事項が発生した原因については、システムにより経費支出伺書を作成しておらず年度を越えて行っていたものである。今後は、同種事案を再び発生させないよう、担当者だけでなく、幹部のチェックを徹底し、再発防止を図る。 |

決裁遅延

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年６月３日から同年８月30日まで）